

平成20年7月11日

【部会長】 第2回の調査部会を始めたいと思います。

きょうは条文の検討で一応、提案としては1番から6番までであるのかな。1の長の責務について、それから2番目の執行機関の責務、3番目、職員の責務、4番の総合計画策定、5番、説明責任について。それから6番、条例制定権手続という6つが用意されていますが、ご説明をいただきましょうか。

【事務局】 では、ご説明の前に、第1回の調査委員会のほうでいろいろこの案を、本件案件についてもご審議いただきました。その段階で、いろいろ委員さんのほうからご意見いただきましたので、前回と同じ案件にはなるんですけども、再度、このご意見を踏まえまして、改めて素案を書かせていただきましたので、その内容についてご審議いただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

そしたら、その説明に入らせていただきます。

1. 長の責務について（事務局：検討資料読み上げ）

【事務局】 それと、前回の第1回の段階で、委員のほうから、基本構想には市民の福祉の増進を図ることを目的とするという記述があるのに、条例案の中にはないではないかというご意見であるとか、まちづくりの定義が前文に要るのではないとか、この条例は最高規範になることから、生野町のようにこの条例を遵守しというような、市の責務として大前提を押さえておく必要があるのではないとか、そういういろいろなご意見いただきまして、そういうものを踏まえまして、今回の条例案、そして解説案というところで入れさせていただきます。

【部会長】 ありがとうございます。

それじゃ、前回のリターンマッチになるわけですが、ご意見をいただきましょうか。

はい、どうぞ。

【樋口委員】 同意ということで、何もないと先へ進めないんで。

前回の意見を踏まえていただいて、一定まとめられているのかなと思いますので、私は、

よくよく読んでみるとまたということはあるかもしれませんが、当面これで結構かと思えます。

【部会長】 やっぱり直っているということですよ。根掘り葉掘りするとまた出ると。

【事務局】 前回の内容を、趣旨を踏まえさせていただいて、文言等については入れさせていただいているつもりでございます。

【小笹委員】 いちゃもんばっかりつけて悪いけど。ちょっと読みやすいように変えてもらえたらと思うのは、市長の責務の最初の1のところ。これで意味わかるんですけど、市民の福祉の増進を図ることを目的として、市民の負託にこたえるよう、市の代表者としてって、何か、として、としてといってまた繰り返しになっておるんで、もうちょっと流れようならんかなと。意味はこれでいいんやと思いますけど。提案せいと言われてたら困るねんけど。

【部会長】 文言的には少し直したほうがいいのかもありませんね。

【田中委員】 市の代表者としてを先に持っていく。市長は市の代表者としてとひっつけたら、として、としてってせんでもつながる。

【樋口委員】 文章の修正ということで言いますと、私は図るという言葉があまり好きではなくて、何かあいまいになるので。今おっしゃっていた話でいきますと、市長は市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託にこたえるよう、市の事務を管理し云々ということでいくと、としてとしてというダブリもなくなるし、はっきりするかなと思います。

【部会長】 目指しというのは新しい言葉だけど。条文的にいうと。いいんじゃないですか、それで。例えば、市長は市の代表者として市民の福祉の増進を目指しとして。市民の負託にこたえるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行する。そういう修正案で。

よろしいですか。

ほかにございませんか。なければ一応、オーケーということにしたいと思いますが。

2. 執行機関の責務について（事務局：検討資料読み上げ）

【事務局】 これにつきましても、前回の段階で執行機関の責務と職員の責務というところで、別建てする必要があるという話でございましたので、こういう書きかえにしまし

た。今、樋口委員からいただきました資料をお配りさせていただいています。

【樋口委員】 説明させていただきます。これに関して、執行機関の責務ということに関して、どうもここに書いてあることは従来の行政の形だと思えます。市民自治を進めていこうとしたとき、あるいは行革がかなり進んでいったときに、おそらく、今もよく言われているんですけども、市民、事業者、いろんなまちづくりの主体がかかわってくる状況の中で、かかわらさないといけない、あるいは行政がそれをどちらかというまとめ上げていくというのか、調整していくというのか、そういう行政の役割というのがちょっと変わってくるんじゃないかと思えます。前回もちょっと考えてはいたんですけども、明確な答えがなかったので、きょう、いろいろ事例を探してきたものとして、文京区の自治基本条例というのを、その抜粋なんですけど、お持ちしたんですが、ここにはそういう意味合いの行政の役割、執行機関の役割というのが書かれていると。この調整役としての役割とか、地域の担い手の支援とかというようなことで、これから行政が果たしていかないといけない役割が明記されている。このあたりを少し参考に、これからの行政のあり方としてこういうものを書いていったほうがいいんじゃないかなということで、資料をお持ちしたのと、そういう書き方を、条例を書いていってはどうかということをご提案したいということです。

【部会長】 これは文京区だね。

【樋口委員】 そうです。

【部会長】 特別地方公共団体だけど、普通地方公共団体として扱われている。

そうか。規定の仕方が大分違うんだな。団体としての区の責務。

【樋口委員】 協働とか、そういう倫理的なところはきちっと押さえられているんですけども、条例の前段部分で。そういったことを考えていくときの行政の役割としてどうあるべきかというところが、実はあまり書かれていないということがございますので、そのあたりを少し明記することで強調していってはどうかかと。

よく言われるのが、ガバメントからガバナンスへというキーワードだと思えますけども、統治機関としてこれまでの行政対行政ということから1歩出て、いろんな主体と協働していく、そのかなめにある行政体としての位置づけみたいなものを明確にしていくことで、市民自治というのがさらに浮き上がってくるというふうに考えました。

【部会長】 17条の保証役というのは新しい言葉だね。保証役としての役割。初めて聞くな、これは。

【樋口委員】 ここまで書くかどうかですけど。

【部会長】 非常に新しいよね、調整役としての役割、18条。それから19条の地域の担い手の支援。

【樋口委員】 特にその18条、19条あたりが、私としては入れ込めないかなと考えているところですけどね。

【部会長】 地方自治法には、こういう概念はない。

【樋口委員】 それは、おそらく地方自治法の中には、市民自治というところの重みとか、そのあたりが少し薄いというような、その法律の性格上のところがあるのかなと思うんですけども。住民自治というのを明確に規定しているところというのはかなり少ないとお伺いしたことがあるので。

【部会長】 確かに住民自治の規定というのはない。直接には、直接請求とかいう制度自身はあるんだけど、住民自治という点では地方自治法上ほとんど規定はなくて、憲法のほうに行っちゃうんだよね。地方自治の本旨のほうに行っちゃう。憲法は地方自治の本旨には団体自治と住民自治があるという規定になっていて、それを受けてできているはずだということで、地方自治法のほうでは改めて規定がないんだよね。その辺をどうするかだよな。

基本構想の中で、そういう議論は少ししたと思うんですけど、基本構想の中にはそれは何か入ってたっけ？ まちづくりの主体というのを言っているからね。

【樋口委員】 基本構想の中に参画と協働というのがうたわれて、まちづくりの主体としての市民の役割とか、その権利とか制限とかということは明記されているんですけども、それにかかわるところの行政の役割というのが明確には示されていない。これは構想のほうでですね。ゆえに条例のほうに出てこないんですね。

【部会長】 総則の部分はどこでやっているんですしたっけ？ コミュニティ部会かな。一覧表があったな。

【事務局】 広報部会です。

【部会長】 ああ、広報部会か。じゃ、もう総則のほうの議論はされているんですよ。

【事務局】 まだされていません。ただ、市民自治に関しての自治体の役割という項目があるんですけど、構想の中で。

【部会長】 どこですか。

【事務局】 参画、市民自治及び情報の中の市民自治に関する自治体の役割というところ

ろで、寄与していくというのが載っているかと。

【部会長】 市民自治に関する自治体の役割。これは条文的にはどこなんですか。うちの部会ではないみたいだし。コミュニティ部会か。

この市民自治に関する自治体の役割のところの基本構想は、市民自治活動に対する支援だよ。だから、文京区のほうの規定の一部はここに入っているというふうにはなるよね。

【樋口委員】 どちらかという、束ねていく、そういう考え方が、これからは重要になるかなど。

【事務局】 先ほど言われた総則のところは、1回は審議はされているんですけども。

【首藤委員】 先生に教えてもらいたいことあるんですけど、こういう市民自治の中において、自治会というのはどういう位置づけになるんですか。ややもすると、この行政の下請機関というふうな位置づけになっているところもあるし、これ、インフォーマルですよ。ところが、全く別の機関だという考え方もあるんですね。今、私も自治会に参加してまして、自治会長に活動費がおおりんですけど、それについての取り扱いというのが、ものすごく難しい、批判の対象なんだけど、自治会活動は全くボランティア活動、ピュアな活動だということを主張する人もいますからね。そうすると、その活動費がおおりてきても、自治会の中で、今、私が所属する会等では返上して一般経費に入れられているという話、結局私はそこで要りませんと答える。活動しようと思ったら活動費要るんですよ。市のほうのいろんな目に見えるの中でやろうとしたらね。そうすると、それは自治会というのは、今、市の行政の中でどういう位置づけになっているのでしょうか。多くて半分くらいは市の行政、広報なんか配ったりして、いろんなことやっているわけです。だから、そこら辺が、これ大体どういう位置づけになっているんですかね。これ、ちょっと私、素朴に思うんですよ。

市民自治を進めていこうとしたら、やっぱり自治会というところが大きなまちづくりの中心になってきますからね。そこを市がどういうふうに使っていくのか。関係してくるのかといったら大きな問題で、下請的にやれば一番やりやすい、効率的ですよ。活動費もどんどん払っていく。まちの公園の管理なんか、自治会に任せてしまうということ、それはものすごくいいんでしょうけども、そういうことがほんとうにいいのかどうか。その辺、ちょっと。

【部会長】 一般的に言うと、自治会的な組織のことをコミュニティー的組織というわけ。地域コミュニティーの。だから、その地域に行ったら会員になるというようなのが、

自治会だよ、一応。ただ、もちろん加入するかしないか別ですけど、加入の資格は地域に住んでいるということ。自動的に資格は得ているわけ。そういう意味では、コミュニティー組織という言い方している。それに対して、そこにもし、ピュアなボランティアという意味ではちょっと違うわけやね。特に仕事自身は行政の下請として広報を配ったりとか、結構ふってくるでしょう。僕も自治会の会長を2カ所やりましたけど、東京と福岡で。同じような仕事してるもんね。公園の管理も受けてるし。

【首藤委員】 今私なんか困っているのは、結局、自治会に参加しない人が出てくるわけですよ。

【部会長】 6割とか7割とか。

【首藤委員】 そうすると、市の下請機関みたいな意味が強くなると、参加しない人は市の行政から落ちこぼれていくわけですよ。広報誌も回らない、何も回らないということになるんで、そうすると、日々の活動の中で難しい問題が発生してるなと思うんですよ。

【部会長】 そのほかに、自治会には防犯協会とか、日赤とか回ってきますよね、仕事ね。そういう受け皿になっているのが自治会だよ。

【首藤委員】 募金活動とかね。

【部会長】 そうそう。だから、そういう意味でも受け皿というか、地域での個々の行政の下請になっているのでね。それはまたそれで回っているわけだからね。だからどういうふうには評価するのか。

さっき言った広報なんか、落ちこぼれちゃうという場合には自治会に頼まないで折り込みでやっているところもありますよね。新聞折り込みをやっても、若い人は新聞とってないからね。という、必ずそういう問題出てくるので、それで市町村、それなりに工夫はしてると思うんですよ。

だから、話は途中なんだけどね、そういったのと、もし1つ今言ったピュアなボランティアとしては、NPOなんかそうだよ。NPO団体というのは一応、ある目的を持って集まっている団体ですよ。それが、地域というより、むしろ地域はもっと広い場合が多いんだけど、そういう、生駒市政にかかわって動いていくというNPOが結構いるのでね。そういうようなのと、地域組織としての自治会的な組織は違うわけやね、性格が。NPOみたいなのは、これは要するに、自分たちがある意味で勝手につくった組織でね。だけど、これはそれなりの、今何かを実現しようとしてやっているわけだからね。これも自主的な活動なわけ。端的にはそれはアソシエーション型組織というんだけどね。コミュニティー

型組織と、自分で入ろうと思って入ったんじゃないなくて、そこにいるから入っちゃうという性格を持っているんだね、基本は。それと、自分たちで意識的につくろうとした組織と違うわけだよ。両方、今あるわけだから。この2つをどういうふうに位置づけていくかというのは、実はポイントなんです。

ここでも、これは基本構想の7ページかな。

今、これは並列して書いてあるわけです。市民自治に関する自治体の役割でも、自治会やボランティア、NPO等の市民活動団体があって書いてあって、実態的に言うとかかなり自治会に重きが置いてあるんだけど、両方の性格の違った2つを並列して書いたわけ。実際には、下にある市民自治協議会を設置することができるという規定になっているんだけど、市民自治協議会って、実は自治会とNPOを一緒に組織にしようってことなの、ほんとうは。これを苦労してやっているのは宝塚市だよ。それから豊中は、この2つを同じまちづくり協議会が一緒につくってきたわけ。

基本的にはボランティアなNPOのようなアソシエーション型組織と、自治会なんかのようなコミュニティ型組織は水と油で、敵対するケースが多いわけだ、お互いに。それをどういうふうに同じ場に乘せていくのかなというのが、実験やっているのが宝塚と豊中。だから、生駒の自治基本条例の1つのポイントは、この市民自治協議会というのをできる規定になったけど、置くかどうかの議論なの、ほんとうは。

【事務局】 それで、今現在も自治連合会などの取り組みの中で、市民自治協議会というのも当然念頭に置いていただいていますので、そういうところで、今、先進地のところにいろんなところに自治連合会の方々も研修に行っていて、じかに自治体の市民自治協議会の中核的な組織となる自治会というところの分担というものをもちいたしているわけなんです。

【部会長】 その場合の、市民自治協議会をつくるに当たっての市の役割というのはここに書いてないんだよ。だから、あなた任せみたいになっているんだけどね。それをどうするのかというのが1つあるわけね。実際には、この文京区のように区のほうの調整機能とか権限とか、機能とか、そういう規定とかがないと、その辺の役割が明確にならないのかもしれないな。

【事務局】 今現在、その市民自治協議会等の中でも、そういう組織に対して市としての支援とかについては規定すると書かれているんですけども。

【部会長】 それは、そういう点では市の姿勢というのはちょっと引いているわけやね。

様子を見て、話をしといてやらないと言っているけど、おれはどうするとは言っていないわけだな。

文京区のほうもそこまでは踏み込んでないかもしれない。だけど、一応、調整権限とか保証役とか支援とかしてるからね。具体的にどこまでいくのかわかりませんが。

今の自治会は多分、二重の性格を持っていると思うんですよね。つまり、自治会の役員さん、どんどん交代するからね、そうすると、従来の自治会の役員というような感覚じゃなくて、ほんとうに自治をやりたいというので言えば、そんなの金もらってやることねえじゃねえかという人も出てくるしね。そういう意味で、ほんとうにピュアな自治を求めるべき、行政が主体となってやりたくない、そういう、いわばアソシエーション的な自立とかいう感覚を持った役員さんが出てきてると、従来の行政の下請で、やっぱり地域のお役に立たなきゃいけないとか、こういうのと、2つが多分併存しているんだと思うんですよね。その辺を市としてはあまり分けないでやっているの、ということだと思っただけだね。現場では結構混乱があるとか。

【李委員】 質問なんですけど、自治会は自治連合会というのがあって、今、市民活動推進センターというのが、今、加盟団体を募集してこれから始まりますので、そしたらその市民活動推進センターの集まりというのが、NPOの連合会みたいな形として考えたらいいんですか。

【事務局】 今現在、市民活動推進センターというのがボランティアセンターなんですけれども、そこについては、今登録されて、6月30日までに登録させていただいたんですけれども、まだ全部のNPOさんが登録されているわけではないんです。それで、それが全部で十数のNPOさんがおられると思うんですけれども、じゃ、それが集合体がNPOのすべての協議会的なものには、すぐさまはならないと思うんですけれども。

【李委員】 それはわかりますけど。形としては、自治会には自治連合会というのがあって、NPOとか市民団体はそういう市民活動推進センターの活動を軸にして、生駒市ではつながっていくというような理解でいいんですか。

【事務局】 そういうイメージでしょうね。

【李委員】 その辺をうんと視野に入れて、自治会とNPOと合体させた市民自治協議会というのが将来的には、そこら辺でできてるんだろうというようなイメージとして考えていったらいいんですか。

【事務局】 そうですね。私も途中から入っているんですけれども、市民自治協議会とい

うのは、基本的には自治会さんとNPOさんのほうからも各種いろいろな地域の団体さんがおられると思うんですけども、そういう方々が地域の問題、課題の中でいろいろ取り決めながら、そういう地域の改善とか、地域の者に対してよくなるようなものを発議、提案していただいて、それに対して市が、それなりの支援等をしていく、その母体になるのが最終的には市民自治協議会だと思っているんですけども。

【李委員】　　そうすると、何かイメージをして考えないと、文言だけ見ても何かよくわからないんですけど、今のお話聞いてたら、今、市民活動推進センターというのがつくられてきているというのが、この流れの中であるのかなというふうに思ったので。

【事務局】　　市民活動推進センターというのは、以前はボランティアセンター、あるいは以前は福祉系のボランティアさんだけのボランティアセンターだったんですけども、それを福祉系のボランティアさんだけ違えて、いろいろ環境のボランティアさんもおられる、プラスNPOさんもいろいろやっておられると。そういう方々の情報発信基地にしましょうというのが、この市民活動センターの最初のねらいなんです。市民活動センターの中で、いろいろ登録等された方については、いろいろなところの情報発信ですんで、ボランティアもしくはNPOに参加したい、もしくは自分のところはこういうもので活動してますよというのを、以前のボランティアセンターのほうに登録してもらうことによって情報発信してもらって、逆に一個人が以前のボランティアセンターに行ったときに、自分はこういうボランティアをしたいんだけど、実際、どういうところでどういう形で参加したらいいかわからないという方は、そこに行ってもらったら情報の発信が見えるというような立ち上げなんですけどね。だから、基本的には情報発信というのが最初の立ち上げという感じです。

【部会長】　　だから、自治会があつて自治連合会があるという関係とは違うんだと思うけどね。NPOはそこに今集まるんだけど、そこで何かNPO団体相互が議論して何か決めるという組織じゃないんだよね。そこは要するに情報交換の場だし、そこに市民が行けば、市民のほうからすればそこに行ったらNPOの情報がわかる。

【事務局】　　もわかるし、ボランティアの団体さんの場所がわかると。

【部会長】　　そういう意味では情報センターだと思うんだよな。

【首藤委員】　　これ、だけど将来的に、今、老人介護、福祉の問題については、地域福祉というのが、ものすごく、強烈に今度、国の施策として推進されると思うんです。地域で介護老人を救っていくということになると思うんですけども、家庭の介護というのは崩

壊しつつありますからね。そうすると、ボランティア的な考えで地域福祉を進めるか、行政的な考えで進めるかというのは大きな問題点。これは、行政としてやっぱり最低限、老人介護せにゃいかんという責務がありますからね。そこら辺を、きちっと後で統合していかないと、地域福祉というのは行き詰まっていくと思うんです。今、生駒市の地域福祉というプランをつくっておられるみたいですけど、そっちのほうはそっちで勉強したいと思っているんですけど、そういうところがもう少しはっきり、NPO的なものなのか、あるいは自治会的なものなのか、行政的なものなのかというのは、やっぱり整理していかないとちょっと難しい状況になるんじゃないかというふうに、私は思っているんですよ。

【部会長】 生駒市は地域福祉計画っておつくりですよ。まだできていない？

【首藤委員】 いや、できていると聞いているんですけどね。

【事務局】 できています。

【部会長】 で、改定はしてませんか？ 介護保険のほうは第4期の改革、改定作業が始まっているね。僕は堺市のほうでは地域福祉計画策定委員やって、それは3年前にできたものを今、第2期の改定作業やっているんで、これは社協と一緒にやっているわけ。それは、いろんな事情が変わっていくというんで、5年計画というのを前倒しして3年で見直しをしているんだけど。今おっしゃったようなことは、実は地域福祉なんかの場合はまず民生委員さん、結構大きな役割を果たしているし、それからやっぱり自治会とかあるいは老人会なんだよね、具体的に声かけなんかするなんていうのは。そこと、で、NPO的な福祉さんといっても、大体広い専門性を持っているからね。それとのをどういうふうにつくっていくかというのは、結構まだ手探り状態ですよ。

だから、自治体の役割というか、政府の役割ね。地方自治体という政府の役割についての定義がはっきりしてないということが言えるだろうな。例えばそういう市民自治とか地域福祉に対してどういう役割を果たすかというのについて、かなり具体的な役割についての意識とか、出てきているんだけど、それは地方自治法の世界じゃないんだよね。だから、その辺をどういうふうに新たに規定していくのかなというのは課題だなという。樋口さんが提案してもらったんで、そのとおりだと思いますね。ただ、地方自治法はそういうのを予定してないよね。

【事務局】 自治法では。

【部会長】 だから、自治体としての、文京区のこれでいうと、保証役というの、これはいいかもわからんね。とか、調整とか支援という機能をどういうように位置づけるかな

というのが1つ、課題として出てきているなど。確認してみて。それをどういうふうに盛り込むかはそれぞれのところで議論して。

ただ、ガバナンスというか、政府として調整するんだというのを明確にすると、少し政府のあり方が変わってくる。行政のあり方が。実際には行政のほうも調整、実際にやっているよね。窓口のあれも含めて。だけどそれは、法律を施行する上での権限の裁量の範囲でやっている感じで、それは一切改めて規定されていないわけだよな。

【事務局】 そうですね、当然です。

【部会長】 逆に言えば、法律の権限が決定すれば、行政処分をしなければいけないような権限が来ているときには、調整役というのは非常に難しいんだよ。決めなきゃいけないからね。だから、逆に言えば法令で決まってないほうが、調整的な機能を果たしやすいんだけど。それを権限なき行政というんだけどね。それを改めて規定したほうがいいのかもわからないね、そういう機能というか。

それから、今言ったNPOの位置づけなんかでも、それはNPOがNPOを組織していくという役割があるNPOが出てこない、多分、行政ではできないんじゃないかな。NPOをコーディネートするNPOな。奈良県では、奈良NPOセンターってあるけど、ああいうやつだよ。

【首藤委員】 地域福祉において、NPOが推進している福祉と、それから例えば社会福祉協議会が推進している福祉活動がけんかしているわけですよ。利害が相対立するわけです。それでお互いに非難し合っているという状況がありますんで、そういうのはもう少しきちんと活動しないと、NPO側は、社協がおれたちを邪魔しているのかと、自由にやりたいがそれができんというように文句を言ってるわけです。だから、その辺の……。

【部会長】 だから、そのときに調整役としての行政が出ていっていいわけだよな。それはお互いに多分、求めていることだと思うんだよ。自治会のほうでも、NPOのほうでも、これはまずいなと思っているから、そのときにけんかの仲裁役じゃないけど、いうのは行政であっていいんじゃないかと思う。じゃないとうまく進まないんじゃないかな。

これはだけど、実は大きな問題なんだな。イネーブルスレートという考え方なんだ、これは。これはイギリスとか、今、結構議論されていることだね。要するに福祉国家の変容という形で言われている、それまでは国家、ガバメントが中心で福祉をやってきたけど、それが財政面がすごく大きいんだけど、とてもガバメントではできないというので、後ろに引いて、それで民間の力を引き出して、例えばそれはアメリカではNPOだし、イギリ

スではチャリティーという民間の組織があるけどね。アメリカだったらNPOは大体18万ぐらい、登録されているのはね。イギリスのチャリティーは大体20万ぐらい登録されている。日本の場合は、今、NPO団体は3万ちょっと。その中で、イギリスなんかではそういった、国がちょっと引いて、そういったチャリティーとかNPO団体に従来の福祉サービス、国がやってきた分をやってもらって、それを助けるという役割に国家の役割を限定していくというか、そういう国家論が出てくる。それをイネーブルステートという。

これもステートというのもちょっとあれなんだな。ガバメントとは違う。具体的に言うと、ステートというのは国家機関という感じだから。だから、その議論を我々はここできているわけよ。だから、きょうのところは少しその問題提起をしてもらったということで、全体に係る問題だから、ほかの部会にも諮ってみて。

つまり、自治体としての役割が、そういった支援とか、あるいはここで言っているのは調整役としての自治体の役割とどういうふうに考えていくか。それは多分、これからの自治体の役割の中心になるんだと思う。それをコミュニティーなんかだとどういうふうにするかというような議論になってくる。

【事務局】 文京区のこの資料なんですけど、区の基本的役割の16条については一般的に全部に係ってくる話かなと思うんですけど、あとの、特に19条なんかというのは、市民自治協議会等に対する行政の支援というふうに置きかえられるような気がするんですけど、基本構想の中で述べられています市民自治に関する自治体の役割というところで、こういった内容のことを書いていくことはできると思うんですけど、その後、保証役とか調整役とかというような新しい考え方をどこの部分でうたうかというのはちょっと悩ましいかなという……。

【部会長】 それで、ちょっと僕、総則のこと言ったわな。総則段階で市の役割みたいなのを規定しておくのが楽かなと。新しく起こして。そこで明確に、これからの市の役割というのをそこで、総則のところで上げておくと。役割を。

【事務局】 この区というのは、定義でいう執行機関のことなんですか。

【部会長】 いや、これは普通地方公共団体のこと。

【事務局】 議会も含めた？

【部会長】 そうそう。特別地方公共団体なんだけど、東京の特別区は普通地方公共団体と同じです。公選の首長と議会持ってるし。

【小笹委員】 機関は限定してないわけやな。

【部会長】 そうそう。

【首藤委員】 区の役割。

【事務局】 執行機関の責務というものと市の役割というのは、考え方としても違いますよね。

【部会長】 違うよね。

【事務局】 今、先生おっしゃっていただいたように、総則の中に市の役割ということで、今、文京区の基本条例の内容等を踏まえたようなことを1つ項目として挙げて検討すると。

【部会長】 これからの自治体の役割みたいなやつをね。新しい項目を起こして。そのほうがすっきりするかもしれない。

【事務局】 そうですね。前回の調査部会の議論の中で、長の責務があって、職員の責務がある。執行機関の責務というのもあるということで、あえて今回、新たに執行機関の責務というのを定義も含めて項目として挙げさせていただいておるんですけども、これについてはよろしいですね。

【部会長】 それはそれでいいんじゃないかと思っている。とりあえず。総則が立ち上がったときには、少しまた変わってくるかもしれないけどね。とりあえずはこれで、前回の議論を踏まえて言えばこれでいいんじゃないかと思って。

【事務局】 ということは、副議長のほうでご提案いただいた、この文京区の市の役割というものを総則の中に項目を挙げてやってほしいと。

【部会長】 これからの役割だよな。

【部会長】 広報広聴。

【事務局】 この分野は広報広聴の会議でやっていただいて……。

【小笹委員】 1回、そしたら幹事会のほうに、先生のほうから。

【部会長】 それでもいいし。

【小笹委員】 もってもらおうという形を……ですね。

【部会長】 幹事会かな。中川さんに……。

【小笹委員】 総則、執行機関だけじゃなしに長も議会も含んでということでしょうかね。

【部会長】 そうそう。政府としての団体の機能とか働きだからね。

【小笹委員】 その上で、執行機関の責務というものを立てたら、これはこれでいいん

違いますか。

【部会長】 一応、それで、ここではこれでいいんじゃないかということで。執行機関ということですね。いい問題提起していただきました。

それでは、よろしいでしょうか。

じゃ、次のほうをお願いします。

3. 職員の責務について (事務局：検討資料読み上げ)

【部会長】 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

【樋口委員】 前回の議論では、地域社会の一員ということの意味は何かという話から、1つは生活者としての視点を大事にしましょうということと、もう1つは、これは明示的に言われたかどうかというのは、ちょっと定かではないんですけども、ここの職員ということで、生駒市民の一役というか、一部であるという、その市民性というのか、そういう部分と2つの役割があるでしょう、あるいは見方があるでしょうということだったと思います。で、ここの文章を見てみますと、まず条例案の中では、地域社会の一員でありというのと、生活者というの、これは実はニアリーイコールの話で、生活者である市民という、そこにかかるものでは多分なかったのかなということで、ここの文章表現はどうかなということと、解説案、例示のところ、その市民としてのという部分が明記されているんですが、生活者としての視点を大切にするというようなところが抜けているのかなと。この前の議論中に入ってますね。ということで、ここにそこを明確に書くことによって、その2通りの役割というのか、見方で位置づけていますということがはっきりと見えるのかなというふうに思います。

【部会長】 その辺はいかがでしょう。

今の2つの視点ってわかったかな。何となくみんなまだわかんないという感じするけどね。

【小笹委員】 これをここに持ってきたらいいのや。

【部会長】 これは市の職員に向かって言っているんだから、何か反応してよ。

【樋口委員】 修正するとすればということではいきますと、これは今の思いつきなんで、後でまたたたいていただいてもいいんですけど、市の職員は、みずからも地域社会の一員で

あり、市民であることを認識し、その生活者というのは地域社会の一員としてというところとかぶるんで、解説のほうに入れてしまえばいいのかなというふうに私は思います。で、解説のほうで先ほど言っていた生活者としての視点を大切にするというのをどこかに入れていただければいいのかなと。

生駒市民としての立場と、一般的な地域社会の一員、生活者としての立場と2通りあって、それぞれの立場を市政に活かしてくださいということが、多分、この前の議論の落としどころだったかというふうに思いますので。

【部会長】 李さん、どうですか。何かわかんない？

【李委員】 この地域社会というのは生駒市に限定しないという意味ですよ。で、生活者というのが生駒市民という意味。

【樋口委員】 それは、地域社会の一員だから、イコール生活者という視点だったと思うんです。外に住んではる立場で生駒市について語る時にどういう意味合いがあるのかということを質問させていただいたときに、生活者としての視点を持っている人やと、そういう意味合いで、その辺を生駒市政に活かしてほしいというところにあるというようなことで、たしかお答えいただいたと。

【李委員】 それもあるんですけど、生活者というのは、生駒で生活して生駒の問題点とか、生駒のよさとか、生駒の具体的なまちづくりの構想を持っている市民、市の職員が率先してまちづくりに貢献できるという意味で。

【樋口委員】 生駒市に住んではる職員さんと、生駒市外に住んではる職員さんがいてはるんで、生駒市で働いている人と住んでる人をひっくめて市民という言い方をすれば、市民としての役割と、一生活者としての役割という、両方その地域、この前、市民というのがあまり明示されてなくて、たしか地域社会の一員ということだけでいったので、それが生活者としての視点を生かすということだということだったので、それはそれとして、生駒市で働いている一市民として、生駒市のことについて知っているという、今おっしゃっていた部分で、そういう役割を果たしていくということも、2つを並べて書いていくのが漏れなくていいかと。一応、書いてはいただいているんですけど、そこの整理が多分、この文章からは、整理されたものとしては入ってこないんで、ちょっと整理を。

【部会長】 整理はまだ必要だなと思う。

【樋口委員】 それと、解説のところでは1つ抜けているので、生活者としての視点というのをに入れていただけると、いいんじゃないかと。

【事務局】 理解が間違っていたらご指摘いただいたらありがたいのですが、条例案の第1項のところで、市の職員がみずからも地域社会の一員であるとともに、市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとするという表現でしたらおかしいのか……。

【樋口委員】 そうしていただきたい、それでいいのじゃないかなと思います。

【事務局】 意味合いとしてはそれで通じますよね、趣旨としては。条例解説案の中で、1項目のところですが、まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため、市の職員も生活者であることの視点を大切に、「市民の一員と位置づけ」というのを取ってしまって、市の職員も生活者であることの視点を大切に、率先して市民としての責務を果たすことを規定しているという表現にしたら、意味としては通じるような気がするんですけど、おかしいところありますかでしょうか。

【樋口委員】 私はそれで結構かと思います。

【部会長】 入口さん、どうですか。

【入口委員】 私はこれでいいのかなと思っています。といいますのは、この趣旨はいろいろ書いてますけど、生活者の視点を職員に持ってほしいと。どこで住もうが、生駒に住もうが、大阪で住もうがどこでもいいけども、そこに住んでいる、そこに生活をしているということの意識を持って、認識して、で、生駒市においてまちづくり活動をやってほしいと、こういう趣旨だったと思うんで、生活者という言葉は何度も使っていい、僕はわかりやすいんじゃないかというふうに思いますけどね。

【事務局】 条文のほうで？

【入口委員】 条文のほう。そういう話と記憶しているんですけどね。

【部会長】 多分そのときの議論でこういうふうに入れたんだと思うね。

【事務局】 そうです。そうなんですけど……。

【部会長】 ただ、条文にしてみるとその辺の二重化みたいなのがあって、よくわかりにくくなっちゃうというのも、またそういうことだと思いますね。

【入口委員】 これじゃ、文章がまずいと。

【部会長】 文章もあるだろうな、きっと。地域社会の一員であるということと、生活者で市民であるということは、ちょっとかなり意味合いが違うということやね。地域社会の一員というのは、これは生駒市に住み働いているという意味での地域社会の一員という意味だろうな。

【樋口委員】 この前は、このところが生活者の視点でという話だったと思うんです。なので、それを代表しているんであればここがダブるんで、何かちょっと整理が。それから、入口さんおっしゃっている生活者の視点を、この条文の中にも盛り込むべしということであれば、ちょっとここ、上手に作文していただく必要があるのかなと。

【部会長】 入れたほうが僕はいいと思う。入れたほうがいいので、工夫してもらって。

【事務局】 地域社会での生活者の一員というのはおかしい？

【部会長】 それはちょっとくどいな。市の職員はみずからも地域社会の一員であり、また、生活者で市民であることを認識しとやったらどう？ またというのを入れる。ここ、つうつとつながらないようにして、ばたっとちょっと変えて。

地域社会の一員ということと、生活者で市民という、視点というのはきっとレベルというか、ディメンションが違うんじゃないかなということだね。そのために「また」というのを入れてね。

【樋口委員】 市民という言葉の定義は、生駒市民、生駒で働いているとか、生駒で生活している、生駒でという、生駒が起点になっているんです、市民という言葉は。ちょっと他の部会の資料を持ってこなかったんですけど。

【部会長】 そうか。これ、市民が入っているからごちゃごちゃするのかな。取っちゃえばいいのかな。

【樋口委員】 だから、その市民が生駒市を起点にした言葉であれば、それは生駒市民という部分と、一般の生活者という部分と、きちっと並記しておかないと、逆にその意味を持たせるといのはね。それは先ほど、入口さんおっしゃっていたような話になるので、そこは並記なのかなということを出たとすれば、そうきちっと書ききっておく必要があるんじゃないかなと。

【部会長】 市の職員はみずからも地域社会の一員であり、また、生活者であることを認識する。市民をとばしちゃう。じゃ。市民だと、市民の定義が最初にあるからね。

【事務局】 市民の定義を申しますと、市民とは市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう、こうなります。

【部会長】 それは市民とは違う市民だな、ここな。生活者というのは、別に生駒市民に限らないのだから。市民入れちゃうと何かくっついているから、市民削ったほうがいいんじゃないか。生活者でもって、どこにいても生活者。むしろ生活者。

【樋口委員】 あるいは、その職員も市民だという位置づけのものをここに盛り込もう

としているのであれば、それとは別に市民というのほどこかに入れてもらわないといけない。

【小笹委員】 生駒市で働く者やねんからもともと市民のひと。職員にしても。規程のところで生駒市に働く者というのが入っているわけでしょう、市民という。だから、生駒市役所の職員の人は市民です。

【影林委員】 生駒に住んでおられる純粹の市民等の皆さんにもなってくださいよという趣旨をわかるようにこう…。入れやんなあかんと。

【樋口委員】 そもそも生活者というのと、市民というのを、別のものとして定義しておいたほうがわかりやすい。

【小笹委員】 地域社会の一員だろう？

【部会長】 市の職員は……。

【田中委員】 そない認識してもらわんでも、同じように地域社会の一員であること、生活者であることは認識してやって言うたら、わかったって言うたら、そういうこっちゃわな。いや、おまえ、違うん違うかみたいなこと言いながら、市民としてやでって、何かくどいような気がすんのやけどな。あまり言うとな。

【小笹委員】 地域社会の一員であり、生活者であると。

【田中委員】 そう。それだけ認識したら、もうそれで認識してるん違う？ と思うけどな。

【小笹委員】 生活者であり、市民であることをというてまた……。

【部会長】 とりあえず、どの案になっている？ 今。いろいろ出たから。

【事務局】 地域社会の一員であるということと、生活者であるということは、そこで住んでいるということ言えば、つまり生駒市内に住んでいるということに対しての言い方としては同じ、イコールだと思うんですね。ただ、生駒市に勤めているということで、市民であるということの認識というのと、この地域社会の一員であったり、生活者であったりするということは定義が必要であるという議論だと思うんですけど。

【田中委員】 むしろ生活者であるいうのを削るということか。

【小笹委員】 この間間違ってたから。

【事務局】 地域社会における生活者というのと、生駒市民であるという部分と、2つあると思うんですね。

【小笹委員】 いや、この間の説明をもとにそういう話になったということやな。この

間の説明で地域社会の一員というところで、その生活者ということは含まれているという話やったと思うけど、説明が。

【樋口委員】 含まれるというよりもそのことやというふうに。

【小笹委員】 だから、地域社会の一員という場合は、当然、これ生駒市の自治基本条例をつくろうとしてんねんから、これ、生駒市の地域社会の一員である。ここで働いている人も一員であると、そうなる。で、働いているけれども住んでるのは違うところにいますよという人にどういう意識を持ってもらいたいのかというたら、その地域における生活者としての視点を持ってもらいたいということだから、地域社会の一員であり、生活者であると明記したほうが。

説明が、地域社会の一員というのは、すなわち生活者であるということやという、そういう話やったから。

【事務局】 そうですね。生駒市民ばかりではないからね。生駒市に在住の職員ばかりじゃないから、半分は市外から来てるわけやから、その住んでいる地域も含むのかどうかという論議になってしまったので。

【小笹委員】 でも、通常考えられるのは、普通の人がこれ読んだときに、生駒市の自治基本条例で、まず最初にみずからも地域社会の一員でありということが出てきたときは、やっぱり生駒市の地域社会のことを、普通に考えませんか？

一方で、それぞれの職員の人がここで働きながら実は住んでいるというのは違うという人もいはるわけで、その人は、自分の住んでいる地域での生活者としての視点というものもあわせ持ってまちづくりの推進に努めてもらいたいということであれば、生活者というものを並立して書いたら……。

【事務局】 そういう趣旨だと思います。

【部会長】 そしたらどういう表現したらいいんだ？

【事務局】 さっきおっしゃった「である市民」を抜いて、みずからも地域社会の一員であり、また生活者であることを認識し、それでいいんじゃないでしょうか。

【樋口委員】 基本構想には、地域社会の一員というものがありますが、この言葉が既に一義的に見れないということで、今2つの意味合いが包含されているということであれば、それを分割して、要は、市の職員はみずからも生活者であり、また市民であることを認識しとしてしまったほうがすっきりするかなと。その2つの意味を持たせているわけですね。地域社会の……。

【部会長】 市民の前に「生駒市の」とつけりゃいいんじゃない？ 生活者であり、生駒市の市民である。

【樋口委員】 その2つの意味が、地域社会の一員という言葉の中に含まれているということになるんですよね。であれば、分解してその2つを並記しておいたら、すっと入ってくるかなというふうに思うんです。

【部会長】 とりあえず案として。市の職員はみずからも生活者であり、また生駒市の市民であることを認識しとしようか。生駒市の。具体的に言っとく。地域社会というと誤りになっちゃうから。

【事務局】 地域社会とかかわる生活者であり、また市民であることを認識し、というのは。

【部会長】 そうそう。本市のでもいいけど。生駒市でも。

【事務局】 市民というのは定義で、生駒市ではない者も含まれるからということ。

【部会長】 そうそう。だから、本市の市民であるには2つ意味があって、1つは働いている意味での市民。それからもう1つは、働き、住んでいる市民、2つあるわけだね。それを含んで、生駒市の市民といってる。定義はそうなるでしょう。

【山田委員】 これ、下の条例解説案のところに、まちづくりの主体は市民でありと書いてますでしょう。これと、今言うてるやつとの合致というんですか、どのように持っていったらいいのかな。市の職員も市民の一員と位置づけるということ書いてあるし。市民としての責務を果たすことを規定してありますと書いてありますやろう。

【樋口委員】 ここが、先ほど、行政のほうから説明があったのが、市の職員も生活者の視点を大切にして、率先して市民としての責務を果たすことを規定していますという形で処理をしていただくという形の提案ですね。

【部会長】 だから、生活者の視点を持ってくれという。そっちを重点にちょっと直すところだね。

【事務局】 確認でございますけれども、条例案としては、第1項ですけど、市の職員はみずからも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとするという条文でいいですか。

【部会長】 はい。

【部会長】 条文のほうには全体の奉仕者が入っているけど、解説のほうには入っていないよね。サービスの根本基準として。根本基準って何だ。多分、全体の奉仕じゃないかと思う

けど、違う？

【事務局】 言いかえで。

【部会長】 言いかえかな？

【事務局】 地公法30条の、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し云々というところの地公法30条の見出しがサービスの根本基準ということになってございますので、全体の奉仕者と条文の中で使っているのを、サービスの根本基準を遵守してと言いかえているだけですね。

【部会長】 大分県の教育委員会のことはよくわかるよね。あれは私利私欲だからな。僕はちょっと、この全体の奉仕者というのは、ほんとうは説明が要るんじゃないかなと思うんですけどね。サービスの根本基準と言っているけどね。新しい公務員像にちょっと似合わないんじゃないかなと思っているんだよな。全体の奉仕者のという。

【事務局】 解説案の例示の次に地方公務員法第30条を載せておきましょうか。

【部会長】 そうだね。要するにサーバントなんだよ、全体の奉仕者というのはね。サーバント、要するに召し使いや、公務員は。それでいいのか、協働の時代で、というんだと思うんですよ。公僕という言葉も何か、今の時代にそぐわないんじゃないの。ジャーナリストの中にもそういう意識があるからね。公務員が何偉いこと言ってんだみたいなさ。そういうこと自身もちょっと。ある意味で、逆に古いタイプの公務員像というので引っ張ってきている議論じゃないかなと。協働している相手にそういう言い方、失礼じゃんね、お互いにね。そういった点でいうと、全体の奉仕者というのは色濃くそういうしもべ論を持っているからね。タックスペイヤー論になるとまた違ってくると思うんだ。これもだから、公務員像そのものについてどう考えるのかなというか、新しい公務員とは何かというような議論にも実は結びつく議論なんです。協働時代の公務員とは何か。

これはまたないんですよ。今度は新しい公務員法改革案が出たけどさ。成立したんだよな、国家公務員法改正論。民主党案をほとんど自民党が丸のみして。だけど、そこであんまりそんな議論してないんだよな、多分。どうやって政治と行政、公務員の関係、正すかという議論であって、それもそれでいいんだけどね、当然必要だ。国家公務員の場合、あんまり協働論がないからね。一応、その点は考えさせてください。

そのほかございますか。かなり渋滞しましたが。

どうもありがとうございました。それじゃ、次、いきましょうか。

4. 総合計画の策定について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 これは、一番の修正点は総合計画も本条例の趣旨にのっとり策定するということだよな。

【事務局】 それと各分野ごとにおける進行管理。

【部会長】 よろしいですか。

【小笹委員】 1つだけいいですか。

解説のところで、いや、もう基本的にこれでいいんですけども、総合計画を基本に市政運営を行われるんやという言い方をしといてもらったほうがわかりやすいかなという。普通の市民の人が見たときに、総合計画が市政運営の指針でありというところを、例えば市政の運営は総合計画を基本に行われていますとかというような形で、最初に書いておいたほうがわかりやすいかなと。総合計画って何なんやろうというふうに思っている人も、一般の人の中には多いと思いますので。だから、市政運営は総合計画を基本に行われていますと。例えばね。もっと日本語が上手な人に考えてもらったほうがいいけれど。

【部会長】 最初に総合計画の定義をするということかな。

【小笹委員】 そうそう。

【部会長】 こうやるとつながってっちゃうから、最初に総合計画が市政との関係ではどういうふうになっているのというのを先に定義しておくという。

【小笹委員】 同じことを言うてんねんけども。総合計画が市政運営の指針でありというより、生駒市の市政運営は総合計画を基本に行っているんですという。順番が変わっているだけ。

【田中委員】 入れておいたほうがいいような気もする。

【部会長】 それと、解説書の中でいうとね。各分野ごとの計画というのは例示してもらうといいかもしれないね。解説のほうで。たくさんあるからな。例示するというのは結構大変な作業かな。これ書いても本当に個別の計画が総合計画にリンクしているというのをつくってもいいんじゃないかと。

【小笹委員】 この間の話になりますけど、要は条例改正案全部を盛り込んでしまうかどうか、別の用語解説みたいなのをつけるかどうかという話も前回までにしてますけど、例えば、ここで言えばこの順番に並べて総合計画の総合計画について、総合計画とはという、総合計画そのものの解説をちょっと入れておいたらいいかなと。

【事務局】 ここで入れるのじゃなしに、用語集みたいなのをつくったらどうやという意味ですね。

【小笹委員】 用語集で入れるんやったら、例えば、米印で用語集参照とかいうのをやって。ここで当たり前に使っている言葉が、実は世の中の人にとっては、僕らやったら総合計画と簡単に言うけれども、何のこっちゃろって思っている人が結構いると思いますので。

【部会長】 基本構想、基本計画。あと議決の範囲って出てくるな。それはだから、解説のほうで。

【事務局】 どういうもんやという何か例があるんやったら、こういうふうに例えばそういうふうなものを例示で挙げておいたらなど。

【事務局】 「都市計画マスタープランや環境基本計画といった」というような。実際つくってますから。行政分野ごとの計画名称をとりあえず例示として挙げておく。

【部会長】 どんなものがあるのかなというのが、読んでいるほうとしてはあるので、そこで別表でもつけておく。

【事務局】 関連する条文を改めまして書くように、極力行政分野ごとの計画素案というような形で。

【部会長】 そうそう。

例示だよ。例示。

それでは、総合計画、そんなところでいいですか。それでは次にいきましょう。

説明責任。

5. 職員の責務について（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 これはよろしいですか。はい、ありがとうございます。

6. 条例制定手続きについて（事務局：検討資料読み上げ）

【部会長】 いかがでしょうか。

【首藤委員】 私、今回の議論を見てきまして、あらゆることに市民参画ということがかなり書かれてまして、市民が参画していくということが書かれているんです。市民参画

というのは、今の民主主義ですと間接民主主義で、ある面で議会を通じていろんな意見を言っていくということになっているから、議会を通じていろいろ議論をされれば市民参画になるのかなと思ってたんですけど、これ、市民及び議会というのは、これ、今回出てきているわけですよ。そうすると、市民に情報提供して、市民の意見を聞くということは、これ、市民投票条例のことをいっているわけですかね。

【部会長】 いや、そうでもないですよ。

【首藤委員】 必ずしもそうでもない。だから、今までは行政、日本における民主主義の形というのは、間接民主主義みたいな形になっていて、直接民主主義というか、国民投票制というのはあまりとられてないわけです。これは、市民参画というのは、議会を通じて市民の意見を反映していくというようなイメージだと思うんですけど、今回の市民自治条例では、どうも市民が直接、生駒市民が参加していくというイメージが強いんで、具体的にどういうふうなイメージになっているのかなど。具体的な話ですよ。私のイメージとしては、どうも議会を無視して、行政と市民がずっとつながっていくようなイメージがすごく強いイメージになっているんで、議員さんの活動はどうなっていくのかなという、どういうイメージになるのかなというのが、常に僕の意識の中にあるんですよ。そこはこういうふうにかえたらいいんですか。

【部会長】 どうですか。

【樋口委員】 ちょっと一言しゃべらせていただきます。

もちろん、今の行政の動きというのは、市民と直接対話しながら行政サービスの内容を考えながら進めていこう、あるいは一緒に事業をやっていきましょうというスタイルに、どんどん変わってきています。そのときに、議会のほうは置いてけぼりになっていくみたいだという、そういう危機感は、我々も実は持ってまして、逆に言うと、意思決定は最終決定段階では議会というのがあるわけですし、その中で議論していくということを、そういう場は与えられているわけです。その議論を進める前に、我々も実は市民ともっとつながらないといけないという認識は持ってまして、それから、これまでは地元代表で出ている議員さんというのが圧倒的に多かったと思うんですけども、そういう場合は、どこかしら地元の意見が入ってきて、それを代表して出てくると。ところが、生駒も大分都市になってきましたので、地元という意識ではない形で出てくる議員も出てきていますし、そのときに、議会としてどうやって市民の声を集めていくかというところが、実は大きな課題になってまして、当然行政と市民とのつながりというのが強まってきている一方で、議会

も市民とどんどんつながっていかなくちゃいけないなど。ただ、その方法がまだ出てない、こなれてないという部分があって、現実、ちょっとその距離感があるのかなという気はしているんですけども、これはこれからの課題ということで、要は上手につながってけば、要は行政と議会というのはまだ具体的にいろいろ議論しながら、物事を決めていけるのかなと。それは、そのときには市民の意見が十分に反映された形の物事の決まり方になっていくのではないかとということ、まず、個人的には考えますということです。

【部会長】 だから、市民参画というのは感覚。参画になっているのは、要するに市民参加だと話を聞いただけみたいな、市議会に市民が参加するみたいなね。説明聞いて、それにお墨つきを与えるような市民参加のあり方というのは多かったと思うんです。そうじゃなくて、市民参画って、要するに政策決定過程、政策立案過程にも市民の参加を求めていく、そういうように参加の制度を高めていった段階を参画というんですね。その方向で今、議論をしていると思うんです。おっしゃるとおり。それも、議会がどうするか、議会で判断されなくちゃいけない。置いてけぼりになるよと。

【首藤委員】 逆に、我々のほうもまち出てきよる人は、やっぱり人数に応じた市会議員を出していかないかんといい意見も強くなりつつあるんです。だから、うちのまちでは何人いるのに何人しかいないと。だから、それに応じたきちっとした市会議員を出していかない、自分たちの求めるようなまちづくりというのはできていかないという意見も出つつある。

【部会長】 そっちは、市民の選択というか主体性で、どっちでもいいですけど、強めなくちゃいけないわけですよ。代表制と直接的な参加の仕方。直接参加の仕方というのは、実はまだ未整備なんです。この委員会にしても、そういう意味では市民参加型になってますけどね。例えば、どこまでやるかについては、まだはっきりしない。市民参加の形態自身の整理がまだできていないというか。

【首藤委員】 この市民と議会、双方への説明責任と言っているものは、市民というのに対しては直接投票制みたいなものを意識したものではないと。

【部会長】 ないと思います。これは説明責任で、やっぱり広報を意識したものものじゃないか。まず広報だろうな。

【首藤委員】 広報。

【部会長】 うん。これ、例えば条例が施行してるとして、今、この条文があったとして、条例案、具体的な条例案、例えば6月議会にかかった条例で、市民参加手続をしなき

やいけないというような条例あった？

【事務局】 ない。6月はない。

【小笹委員】 ただ、現状ではパブリックコメント条例ができていて、それがこのパブリックコメントをしなきゃならんという要件が、おそらくここで書いている1、2、3と同じなんじゃないかな。1、2、3を除いてパブリックコメントをしないといけないということになっているの違うかな。

現状では、1つの市民参加の手段として、パブリックコメントというのは制度化されているので。

【事務局】 解説の中に書いております、まちづくりに関する重要な条例の1、2、3がパブリックコメントをやりなさいと。

【小笹委員】 これ、ごめんなさい。ちょっと今、持っていかがったんで、わからんけど、用語規定、市は何てしてます？

【事務局】 市は市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。

【小笹委員】 ということは、例えば議員提案の条例をつくろうという場合も、提案者が前項に規定する市民参画の有無及び状況に関する事項を付して条例案を提出しなければならないということになりますね。

【部会長】 そのとき議会としては公聴会とか？

【小笹委員】 そうですね。

【部会長】 そのとき、公聴会手続はまだ未整備じゃないかと思うんです。多分、議員提案のときの公聴会とか。

【小笹委員】 大きな自治法上の規定だけしか配置してませんね。

【部会長】 自治法上の公聴会になったら大変だからね。大問題だ。その前の軽微などうか、もっとお手軽に使えるやつが欲しいね。しょっちゅう市民が議会に出入りしてるというか、委員会に行ってしゃべっているというようなのがあるといいな。議会にね。

【山田委員】 混乱してしもうて、前に進みませんで。

【小笹委員】 栗山町とかでしたら、逆に委員会単位で出前に行って、外で何かやっている、やっていますね。

【部会長】 だから市民の参画の場合、大体だからパブリックコメント、制度としてはできているんだけど、そのほかには何か考えられるのかな、市としては。アンケート。パブリックコメントというのは、受け身のものだからね。こっちから聞いている、一応、旗は

立っているけど、一人一人の人に聞いているわけじゃないからね。これも解説書のほうになるのかもしれない。だって、参画の具体的な形態について何か言っておかないと、言葉だけになる可能性があるような感じですのでね。パブリックコメントは今、十分に機能しているのかな。手続的にはパブリックコメントしましたになっているけど。

【小笹委員】 してないと思いますけども。

【部会長】 大体二、三件？

【小笹委員】 大抵は1けた。

【部会長】 で、問題意識がある人が言ってくるわけだからさ。

【小笹委員】 案件にもよるとは思いますけどね。1けたしか意見が来てないということが、結構あつたりしますね。パブリックコメントで。

【部会長】 結構常連型の人が出てくるのが多いし。逆に、四国中央市のように、住民投票に外国人投票権いれようとしたら、パブリックコメント書いたら2,000件もパブリックコメント来てお手上げになっちゃった。ある団体が集中的にやったわけ。わかっているんだけど、そういう弊害もあるな。

【小笹委員】 人権問題にかかわることで、条例をつくるとか、あるいは改正をするときにパブリックコメントをやって、組織的にそういうことをやってくるということがあります。ほかのところでもそういうのはやります。男女共同参画基本条例で。

【部会長】 特定の人が出ているかわかるんだけどね。

だから、パブリックコメントだけじゃなくて、ほかの方法もバランスよく考えていかなないと。

【事務局】 現在だったのなら、審議会等の委員さんへの市民参画とか、公募市民の方。あとは今やっている、タウンミーティング。

【小笹委員】 それぞれ指針とかはあるんやろうけれども、きちっとしたルールが……。

【部会長】 あと、無差別抽出で……。

【田中委員】 やり方によっては恣意的になるわな。ただ、全部からアンケートをとるとか、そんなんやったら、ある程度総意的なものが出てくるやろうけど。

【部会長】 アンケートというのは、きちんとやれば、わりとそれなりの意味のあるものが……。

【田中委員】 ちょうど裁判員制度みたいにランダムにチョイスして。

【事務局】 今でもアンケートというのは無作為なんで、全体の人口のどこから年齢…

…。

【部会長】 アンケートじゃなくて、例えば審議会なら審議会をつくるのに、例えば50なら50人市民集めるのやったら、それもそんなランダムに。そうでないと、何かひっかかる。意図的に、やっぱりそのときに力を一番持っている人間が意図的にみたいに。

【小笹委員】 抽せん、抽せん、ランダムに出して抽せんという形。

【部会長】 三鷹市とか幾つかはそういう実験を始めている。でも、三鷹の場合、青年商工会議、JCかな。だったような。

【田中委員】 起こってくるわな。市長を選べば、市長の言いたいことがあったでてるやろし、ある団体が中心になってやったら今さっき見たこと起こってくるしな。どっちにしたって。どっちかに片寄ったのしか出てこえへん。

【部会長】 そういう意味では、ランダムサンプリングでやるのが一番いいんだけどね。そういう忖意が入ってこないという意味ではね。それと、きちんとアンケート調査やるというのがいいのかもしれない。そういう位置づけでね。

【事務局】 アンケート調査はそういうふうにランダムでやっているんですけど、言われたように……。

【李委員】 アンケートもなかなか、設問のやり方が難しいんです。

【部会長】 誘導するからね。

【山田委員】 市民参画を、今さっきおっしゃったタウンミーティングとかいろんな審議会とか、市民に公募してこうやっていますわね。ところが、いろんなここにあるように、公平、公正、誠実ということが書いてあるにもかかわらず、何か審議会がそうになると、結論ありきのような質問のやり方というか、最初からわかっているような感覚のともたくさんあるんです。そういうようなこともどうかなというような感もしてますんですけどね。だから、そういうこともきちっと、そういうようなことのないように、整備していくべきやとこう思うんですけどね。これは、結局、説明責任にしたって、それは市民に対していろんなそういうようなんしている場合もありますけど、議会に対しても説明がちょっと足らん部分がたくさんあるんで、前の全体会議で私、議会にも説明責任をしてもらおうよということ要望して、それを入れてもらいましたけど、やっぱりもうちょっと、これをきちっとつくるんやったら、これの趣旨に基づいて行政をやってもらわんと、何のためにこれやったんかという、わからんことが起きてくると思いますので。せやから、そういうことですので、きちっと私、タウンミーティングや何かやっておられるんやから、もっと

誠実に、公正にやってもらわんことには、これ、使ったって何か意味ないと思うんです。感じがするんですけどね。行政の長がやっているんやから。

【部会長】　これは、だから市民の参画を図りというのは、そういう市民の権利を制限し、あるいは市民の権利をつくるような場合に、立案段階から市民の意見聞かなきゃいけないんだよね。だから、そここのところの手續、手續という言い方、まだ不備なんだよ。手續規定としては。そこで市民とのキャッチボールしながらつくっていくというのを基本にしなければ、議会とキャッチボールしなげね。

だから、次のいずれかに該当する場合を除き、その立案段階から市民の参画を図りとか、そういうのをとりあえず入れておけばいい。

【首藤委員】　これから市民にいろいろ義務とか負担を求めていくときに、ここら辺はものすごく難しい問題で、具体的にどうするかということは、この条文はこれでいいですけど、ある程度、新しい方法を見出していかないと、決めたわ、そのときになって実施段階になって、後期高齢者保険のようになっていくということがこれから増えると思うんです。負担を求めていくときに。結果は求めるわけじゃないですけどね、これ。

【部会長】　よろしいでしょうか。時間が来ております。

じゃ、第2回調査部会、きょうの議論は終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

— 了 —